

教育委員会のあり方について（追加報告）

平成24年3月16日
行政機構調査検討会

当検討会では、「県の組織・機構のあり方」を検討テーマとして、平成23年12月に報告書をまとめたが、具体的な検討項目の一つである「教育委員会のあり方」については、十分に検討する時間がなく、報告書の中でも「今後の課題」としたところである。

その後、執行部から教育委員会の機構や事業について説明を受け、委員間の意見交換を行った。

そこで、教育委員会のあり方について、当検討会の検討結果を以下のとおり報告するものである。

1 所掌事務について

社会情勢や県民ニーズの変化に伴い、部局横断的な対応が必要とされる課題が増える中、教育委員会の所掌事務について、必要に応じ見直しを検討する必要がある。当検討会では、具体的には以下のような意見があった。

- ・スポーツ振興については、スポーツという概念を、レクリエーション等まで含め幅広くとらえると、全庁的な視点での対応が必要となる。そのため、知事部局で所管することも検討する必要がある。
- ・子育て関係事業を知事部局で行っているが、小学校以降の教育への継続という観点から、教育委員会で所管することも検討する必要がある。
- ・所掌事務のあり方を考えるに当たっては、組織のスリム化だけでなく、事業の安定性・継続性の確保という視点も必要である。
- ・教育委員会から知事部局への事業移管ありきではなく、まずは現行の体制で課題に対応できるかどうか検討した上で、必要があれば移管を検討すべきである。

2 人事権の移譲について

現在、市町村教育委員会に教職員の人事権を移譲している都道府県はなく、平成24年4月から、大阪府で一部の市町に人事権が移譲されるのが初めてである。

本県でも、市町教育長による検討会が、平成23年10月に「県費負担教職員の人事権等の在り方に関する検討報告書」をまとめた。同報告

書では、人事権移譲について、義務教育の実施主体である市町の権限と責任が明確になる、地域の特色や実情に応じた人材確保ができるなどのメリットがある反面、人事の硬直化や市町教育委員会の事務・財政負担の増大などの課題があることを指摘し、「適切な対策を講じた上で、全県一斉に実施することが望ましい」としている。また、県市長会では、人事権移譲について議論するため、協議会の設置も検討することとしている。

当検討会では、市町教育委員会への人事権の移譲については、市町独自の教員配置が可能になるなど、地域に根ざした特色ある教育が可能になるため、積極的に進めるべきという意見と、同報告書の内容を踏まえ、移譲した場合のデメリットを勘案するとともに、規模の小さい市町にも配慮し、慎重に検討すべきという意見があった。

3 教育事務所について

近年、市町村合併による市町村教育委員会の役割強化、人員削減や組織のスリム化の流れの中で、教育事務所を廃止する府県が出てきている。これらの府県においては、教育事務所で担っていた人事給与業務を本庁に引き上げるなどして、業務の効率化が図られている。

しかし、そのうちの一つである和歌山県では、一度教育事務所を廃止したものの、学力低下や市町村教育委員会からの要望などにより、従前の教育事務所の規模を縮小した「教育支援事務所」を設置している。

当検討会では、今後の教育事務所のあり方については、スケールメリットやコストダウンの観点だけで考えるのではなく、教育現場へのきめ細かな支援を行うという教育事務所本来の機能を再認識した上で、市町教育委員会の意見を十分に聴きながら慎重に検討する必要がある、という意見があった。

以上のおり、教育委員会のあり方について追加報告を行うものであるが、検討会の開催回数も限られており、十分な議論ができたとは言えない。また、当初、「県の組織・機構のあり方」とともに検討テーマとしていた「出先機関のあり方」については、調査研究を行うことができなかった。

そのため、教育委員会や出先機関のあり方については、来年度以降、常任委員会を活用するなど、今後も引き続き県議会内で検討する必要があると考える。